さくらねこ無料不妊手術チケット交付条件同意書

以下について確認し、同意の上、□にチェックしてください。

* チケットは、つくば市内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術に対してのみ使用します。
* チケットの使用権の譲渡、転売、および第三者への再配分を行いません。
* チケットが希望通りの枚数発行されない場合があることを理解し、異議を申し立てません。
* 申請者は、主たる事業所をつくば市内に置く団体です。
* 誤って飼い猫を捕獲することの無いよう、地域住民や区会・自治会に猫の不妊手術を行うことを事前に説明します。また、飼い主のいない猫に不妊手術を施すことにより猫が一代限りの生を全うすることを見守る活動であることを説明し、地域住民の理解を得られるよう努めます。
* 「不妊手術実施後に猫の飼い主が現れた」等のトラブルは、申請者が自身で解決します。
* 動物病院への猫の搬入は、申請者が自身で行います。
* 不妊手術時に猫の耳先をV字カットし、また、妊娠中の猫は堕胎させます。
* チケットの利用に際しては、申請者が事前に協力動物病院に連絡を取り、手術日などについて調整します。ただし、チケットの受領前に病院と手術日の調整をすることはしません。
* 手術をした猫は、捕獲した場所にリターンします。
* 申請者自身が飼い主のいない猫を飼うことにする、保護して里親を探す等、手術後に飼い主のいない猫を野生に返さない場合は、チケットを使用しません。
* すでにチケットを使用した手術について、不妊手術を施した猫を野生に返すのを中止した場合は、協力病院から使用済みのチケットを回収し、協力病院の設定している正規の手術費用及びその他の獣医療費を協力病院に直接支払います。
* チケットの使用に際してかかった費用はすべて自己負担とし、何人からも物品や金銭(謝礼、寄付金、捕獲の手間賃、人件費、手術費用や手術以外の医療費、交通費等の一切)を受領しません。
* 手術の終了後、運営しているホームページ又はSNS等に、(公財)どうぶつ基金が定めるさくらねこTNR事業についての定型文及びハイパーリンク(裏面に記載)を掲載します。
* チケットをすべて使用した又はチケットの有効期限を過ぎた際は、速やかにつくば市に実績報告書(様式第5号)を提出します。また、使用しなかったチケットは、返却します。
* 手術の結果及び事業の実施について異議申し立て及び損害賠償請求を行いません。
* 事業の実施中に事故又は第三者との紛争などが起こった場合は、申請者が自己の責任において処理・対応をし、つくば市や(公財)どうぶつ基金にその責を問いません。
* その他、ここに記載のない事項については、つくば市の指示に従います。

以上のすべてについて同意します。

代表者署名(自署)

以下の定型文及びハイパーリンクを、ホームページ又はSNSに掲載してください。

〇定型文

「（団体名等）」は、(公財)どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加している「つくば市」と協働して TNR を行いました。どうぶつ基金が発行する「さくらねこ TNR 無料不妊手術チケット」によって行った不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用については、全額どうぶつ基金が負担します（or しました）。

〇ハイパーリンク

https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/